（注）本資料は、ワーキングチームにおける論点及び検証結果を分かりやすく表現することを目的とし、できる限り平易な記載としています。

高経年化対策　－点検結果の客観的な信頼性の確保（第三者による評価）－

ワーキングの詳細はこちらから

論点No.168

施設の劣化状況を確認する点検結果について、事業者が実施した点検結果を第三者の専門家が評価するなど、点検結果の客観的な信頼性は確保されているのか。

第17回ワーキング（2020.10.21）で議論

ワーキングチーム検証結果

点検は、民間規格に基づく点検方法を用いて日本産業規格で定めた資格を有する試験員が実施するなど客観的な信頼性を確保していること、点検結果については、原子力規制委員会において妥当性が審査されていることを確認。

ワーキングチーム検証結果（抜粋）

○特別点検結果の客観的な信頼性の確保

- 特別点検（運転開始40年時点における設備の劣化状況を確認する点検）の各プロセスにおいては、**下記フローのとおり客観的な信頼性を確保**している。

原子力規制委員会「実用発電用原子炉の運転期間延長認可申請に係る運用ガイド」に基づき、**点検対象の機器・構造物、対象部位、点検方法を決定**

→

点検方法の具体化

⇒民間規格に基づく点検方法を適用し客観的な信頼性を確保

- 日本電気協会規程、指針（JEAC、JEAG）、日本機械学会（JSME）規格の適用
- 一部民間規格を準用した点検について、電力中央研究所にて点検方法の妥当性を確認

→

試験員の力量確保

⇒点検方法毎に求められる資格を有する要員を適用

- 日本産業規格等で定めた資格を有する試験員を適用

→

点検実施

- 測定機器は、国際標準または国家標準にトレーサブルな計量標準に照らして校正が行われている機器を適用

→

原子力規制委員会にて、点検方法、点検結果について**妥当性を審査**

- 原子力規制委員会の有識者により、点検記録の詳細な確認、現地調査を経て審査会合に諮り、妥当性を審査